

# 平成7年毎月勤労統計調査特別調査結果（三重県分）

## I 調査の目的

この調査は、常用労働者1～4人の事業所における賃金、労働時間等を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査地方調査」を補完することを目的としている。

## II 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類にいう鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業及びサービス業（家事サービス業及び外国公務をのぞく。）に属し、かつ、平成7年7月31日現在1～4人の常用労働者を雇用する事業所のうち労働大臣が指定する三重県内の一定の地域に所在する約400事業所について調査を行った。

## III 調査結果の概要

＜賃金＞ — きまって支給する現金給与額は19.4万円、前年比4.5%増 —

1. 平成7年7月の小規模事業所（1～4人規模）のきまって支給する現金給与額は、19万4千円、前年比4.5%増となっている（第1表）。
2. 過去1年間の賞与など特別に支払われた現金給与額は28万3千円で、前年比7.4%増、支給月数は1.46カ月（前年差0.04カ月増）であった（第2表）。

＜労働時間＞ — 出勤日数は増加、実労働時間数は変わらず —

1. 出勤日数は22.7日で前年に比べて0.4日増加している（第3表）。
2. 1日当たり実労働時間は、7.3時間で前年と同じである（第3表）。

### 小規模事業所における賃金及び労働時間

#### (1) 賃金

##### イ きまって支給する現金給与額

平成7年7月における小規模事業所（1～4人規模）の月間きまって支給する現金給与額は193,892円、前年比4.5%増で、全国の195,100円、前年比0.7%増に比べて額で1,208円低くなっている。

これを男女別にみると男子は260,661円（前年比9.4%増）で、女子は129,559円（前年比3.9%減）と男子は前年を上回り、女子は前年を下回っている。

主な産業についてみると、建設業は271,761円で、前年比15.0%増、製造業は170,830円で、前年比0.2%増、卸売・小売業、飲食店は176,136円で、前年比2.2%減、サービス業は169,140円で、前年比1.1%増となっている（第1表）。

ロ 特別に支払われた現金給与額

平成6年8月1日から平成7年7月31日までの1年間に賞与など特別に支払われた現金給与額は、283,339円（前年比7.4%増）で、きまって支給する現金給与額に対する割合（以下「支給割合」という。）は1.46カ月分（前年差0.04カ月増）となっている。

男女別にみると、男子が365,098円（前年比4.9%増）で支給割合1.40カ月分（前年差0.06カ月減）、女子は204,800円（前年比11.7%増）で支給割合1.58カ月分（前年差0.22カ月増）となっている。

主な産業についてみると、サービス業が356,545円（前年比32.3%増、支給割合2.11カ月分）と最も高く、次いで、卸売・小売業、飲食店が267,637円（前年比5.9%減、支給割合1.52カ月分）、製造業228,273円（前年比17.1%増、支給割合1.34カ月分）、建設業185,627円（前年比20.8%減、支給割合0.68カ月分）となり、サービス業と製造業については、前年に対し上回っているが、他の産業では、前年を下回っている（第2表）。

(2) 出勤日数と労働時間

平成7年7月における出勤日数は22.7日（前年22.3日）となり前年よりも0.4日増加した。

男女別には、男子23.6日（同22.6日）、女子21.9日（同21.9日）で、男子で1.0日増加、女子は横ばいだった。

1日当たりの実労働時間は、7.3時間（前年7.3時間）で前年と同じであった。これを男女別にみると男子は7.9時間（同7.8時間）で前年よりも0.1時間増加、女子は6.8時間（同6.9時間）で前年に比べ0.1時間減少している（第3表）。

主な用語の定義

(1) 常用労働者

調査期日現在、当該事業所に在籍している労働者で、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 期間を定めず、又は1カ月を超える期間をきめて雇われている者。

ロ 同一事業所に日々又は1カ月以内の期限を限って雇われていたもののうち、前月と前々月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、雇用者として一定の職務に従事し、役員としての報酬以外に一般雇用者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

(2) きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）のことをいい、所得税、各種社会保険料を差し引く以前の金額である。

(3) 特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時的に支払われた現金給与額および3カ月を越える期間ごとに支払われた現金給与額のことをいい、主なものとして夏季、年末の賞与がこれに該当する。

IV 統計表

第1表 産業、性別きまって支給する現金給与額

産 業 、 性	三 重 県		全 国	
	実 額 円	対前年増減率 %	実 額 円	対前年増減率 %
調 査 産 業 計	193,892	4.5	195,100	0.7
男 子	260,661	9.4	269,890	1.1
女 子	129,559	△3.9	138,695	0.1
建 設 業	271,761	15.0	274,284	1.1
製 造 業	170,830	0.2	211,575	4.9
卸売・小売業、飲食店	176,136	△2.2	171,555	0.6
サ ー ビ ス 業	169,140	1.1	186,359	△0.3

(注) 1 きまって支給する現金給与額は平成7年7月分。

2 調査産業計とは、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業及びサービス業（家事サービス業及び外国公務を除く。）の合計である。

第2表 産業、性別年間特別に支払われた現金給与額及び支給割合（事業所規模1～4人）

産 業 、 性	三 重 県			
	実 額 円	対前年増減率 %	支給割合 カ月分	対前年差 カ月分
調 査 産 業 計	283,339	7.4	1.46	0.04
男 子	365,098	4.9	1.40	△0.06
女 子	204,800	11.7	1.58	0.22
建 設 業	185,627	△20.8	0.68	△0.31
製 造 業	228,273	17.1	1.34	0.20
卸売・小売業、飲食店	267,637	△5.9	1.52	△0.06
サ ー ビ ス 業	356,545	32.3	2.11	0.50

産 業 、 性	全 国			
	実 額 円	対前年増減率 %	支給割合 カ月分	対前年差 カ月分
調 査 産 業 計	344,440	4.2	1.77	0.06
男 子	506,148	3.6	1.88	0.05
女 子	216,520	5.0	1.56	0.07
建 設 業	329,626	△2.9	1.20	△0.05
製 造 業	309,209	6.6	1.46	0.02
卸売・小売業、飲食店	277,106	5.2	1.62	0.08
サ ー ビ ス 業	416,169	4.5	2.23	0.10

(注) 1 第1表(注)2参照。

2 年間特別に支払われた現金給与額は、平成6年8月から平成7年7月までの1年間に支給された額で、賞与のほかベースアップの差額追給分、慶弔金等を含む。

3 数値は勤続1年以上の者の数値である。

4 支給割合は各年7月のきまって支給する現金給与額に対する年間特別に支払われた現金給与額の割合である。

第3表 産業、性別出勤日数及び1日当たり実労働時間数（事業所規模1～4人）

産業、性別	三重県			
	出勤日数	対前年差	実労働時間数	対前年差
	日	日	時間	時間
調査産業計	22.7	0.4	7.3	0.0
男子	23.6	1.0	7.9	0.1
女子	21.9	0.0	6.8	△0.1
建設業	23.3	1.3	7.8	0.2
製造業	22.2	0.7	7.2	△0.3
卸売・小売業、飲食店	23.0	0.1	7.3	△0.1
サービス業	22.3	0.4	7.1	0.0

産業、性別	全国			
	出勤日数	対前年差	実労働時間数	対前年差
	日	日	時間	時間
調査産業計	22.5	△0.1	7.3	△0.1
男子	23.2	△0.1	8.0	0.0
女子	22.0	△0.1	6.8	△0.1
建設業	22.9	△0.1	7.8	0.0
製造業	22.8	0.2	7.4	0.0
卸売・小売業、飲食店	22.6	△0.2	7.2	0.0
サービス業	22.2	△0.1	7.3	0.0

(注) 1 出勤日数及び1日当たり実労働時間数は平成7年7月分。

2 第1表(注)2参照。